

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉄道駅における高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の趣旨に則り、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業を行う鉄道事業者に対して、予算の範囲内において、経費の一部について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄道駅バリアフリー化設備整備事業 別表第1に定める設備を整備する事業をいう。
- (2) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の許可を受けて、鉄道事業を営業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、市内の既存の鉄道駅又はこれに直接通ずる通路（鉄道事業者が所有し、又は管理する通路に限る。）に対し、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業を行う鉄道事業者（鉄道駅バリアフリー料金制度（軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第21条第2項第4号及び鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号に規定する料金に係る制度）を活用する者を除く。）とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業に要する経費のうち別表第2に掲げるものとし、補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）とする。この場合において、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋

市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合にはその内容を審査し、適正と認めるときは予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定することができる。

（交付条件）

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる条件を付する。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助金の交付を決定した事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合（ただし、軽微な変更の場合を除く。）
 - イ 補助事業に要する経費の配分及び事業額の10%を超える変更をしようとする場合
 - ウ 事業主体若しくは施行場所の変更又は事業量の10%を超える変更をしようとする場合
 - エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 市長は、必要があると認めるときは、前各号に定めるもののほか必要な条件を付し、又は指示することができる。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 特別の事由が生じたとき
- (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業変更等承認申請書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 変更事業計画書（第3号様式）
- (3) 変更収支予算書（第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(変更の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認申請があった場合にはその内容を審査し、適正と認めたときは、船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業変更等承認通知書（第7号様式）により補助事業者に通知する。

(着手及び完了の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業に着手したとき及び当該補助事業が完了したときは、速やかに船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業着手・完了届（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む）はその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金実績報告書（第9号様式）に、次に掲

げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業完了実績書（第3号様式）
- (2) 収支決算書（第4号様式）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、船橋市鉄道駅バリアフリー設備整備費補助金確定通知書により当該補助事業者へ通知する。

（交付時期）

第15条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする場合において、船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付請求書（第11号様式）に、資金計画書（第12号様式）を添付し、市長に請求しなければならない。

（関係書類の整理）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第17条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、その財産の耐用年数（減価償却期間の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数）の期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備

区 分	設 備 項 目
1 鉄道駅の移動等円滑化に関する設備	段差解消設備 転落防止設備 誘導用設備 障害者対応型便所 その他移動等円滑化に資すると認められるもの
2 待合・乗継環境の向上及び情報提供に関する設備	主要な乗継拠点における待合施設 情報提供案内板 情報提供のユニバーサルデザイン化設備 その他待合・乗継環境の向上、情報提供のバリアフリー化に資すると認められるもの

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費の区分及び範囲

補助対象経費の区分	範囲
1 本工事費	別表第 1 に掲げる設備の購入を含む
2 附帯工事費	補助対象設備の整備に伴う建物の改修等に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含む
3 補償費	物件の移転等に伴う補償に直接要する経費
4 事務費 （補助対象設備の整備に直接要する経費に限る）	設計費・工事監理費

第1号様式（第5条関係）

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金の交付を受けたいので、船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度		年 度
補助事業等	名 称	
	目的及び内容	
	効 果	
経 費 所 要 総 額		円
交 付 申 請 額		円
着手及び完了予定年月日		着手予定 年 月 日
		完了予定 年 月 日
添 付 書 類		1 補助金所要額調書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他（ ）

第2号様式（第5条、第10条関係）

補助金所要額調書（変更補助金所要額調書）

区 分	補助対象事業費	市補助額	備 考
本工事費	円	円	
附帯工事費			
補 償 費			
事 務 費			
合 計	円	円	

(注)

- 1 市補助額は補助対象事業費の金額に1／3を乗じて得た額を記載すること。
この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てること。
- 2 変更補助金所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きにし、変更後の金額を下段に記載すること。

第3号様式（第5条、第10条、第13条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業完了実績書）

補助対象設備設置駅名		
乗 降 客 数		
工 期	(着手予定)	年 月 日
	(完成予定)	年 月 日
補助対象事業経費	積 算 内 訳	備 考
本工事費		円
附帯工事費		
補 償 費		
事 務 費		
合 計		円

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第4号様式（第5条、第10条、第13条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(当初予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(当初予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

第5号様式（第8条関係）

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付決定通知書

船橋市 指令 第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付申請のあった船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業等の名称	
経費所要総額のうち 補助の対象となる経費	円
交付決定額	円
交付予定時期	
交付条件	(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（ただし、軽微な変更の場合を除く。） イ 補助事業に要する経費の配分及び事業額の10%を超える変更をしようとする場合 ウ 事業主体若しくは施行場所の変更又は事業量の10%を超える変更をしようとする場合 エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合 (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (3) 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を付し、又は指示することができる。

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

第7号様式（第11条関係）

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付申請のあった鉄道駅バリアフリー化設備整備事業計画の変更等について、次のとおり決定したので、船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業等の名称	
経費所要総額のうち 補助の対象となる経費	円
交付決定額	円
交付予定時期	
交付条件	<p>(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（ただし、軽微な変更の場合を除く。）</p> <p>イ 補助事業に要する経費の配分及び事業額の10%を超える変更をしようとする場合</p> <p>ウ 事業主体若しくは施行場所の変更又は事業量の10%を超える変更をしようとする場合</p> <p>エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合</p> <p>(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(3) 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を付し、又は指示することができる。</p>

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

第8号様式（第12条関係）

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業着手・完了届

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

次のとおり補助事業に着手（を完了）したので、船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市 指令第 号
補 助 年 度	年 度		
補 助 事 業 等	名 称		
	内 容		
	施 工 場 所		
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
摘 要			

第9号様式（第13条関係）

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第13条の規定により、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業の実施状況を次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市 指令第 号
補 助 年 度	年 度		
補 助 事 業 等	名 称		
	施 行 場 所		
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	円		
補 助 対 象 経 費 精 算 額	円		
補 助 事 業 の 経 過 及 び 内 容			
添 付 書 類	1 事業完了実績書 2 収支決算書 3 その他 ()		

第10号様式（第14条関係）

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のあった鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市 指 令 第 号
補 助 年 度	年 度		
補助事業等の名称			
交 付 決 定 額	円		
補助金対象経費精算額	円		
補 助 率	_____		
交 付 確 定 額	円		

第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金の交付を次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	船 橋 市 指 令 第 号
補 助 年 度	年 度		
補助事業等の名称			
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	年 月 日 交 付	円	
	年 月 日 交 付	円	
	計	円	
今 回 交 付 請 求 額	円		
未 交 付 額	円		
添 付 書 類	1 補助金交付決定通知書の写 2 その他 ()		

第12号様式（第15条関係）

資金計画書

区 分		月 別					
		月	月	月	月	月	月
収 入		円	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円	円
支 出		円	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円	円
差引残高		円	円	円	円	円	円

(注) 未経過の月分については、見込み額を計上すること。